平成２２年（フ）第１７６号
岩手県花巻市星が丘２丁目28番７号　スターヒルズ102号、前住所岩手県北上市北鬼柳３地割３番地１　ジックハイツ曽山Ｃ―102号
債務者　小野　　悟
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１８２号
岩手県北上市九年橋２丁目４番33号　国益住宅Ａ棟
債務者　廣井　　武
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１９２号
岩手県北上市諏訪町１丁目４番12号
債務者　小出　悠平
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１９３号
岩手県北上市諏訪町１丁目４番12号
債務者　石橋　光代
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第２号
岩手県北上市諏訪町１丁目４番12号
債務者　石橋ノリ子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第２５８号
宮城県大崎市古川北町４丁目５番７号
債務者　板垣　博幸
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
宮城県大崎市古川福浦１丁目20番11号
債務者　相澤　光子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２７３号
茨城県取手市寺田3818番地３　レオパレス駒場107号
債務者　坂場　隆之
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２９９号
茨城県取手市戸頭８丁目４番１―３号
債務者　小田原秀海
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第３７４号
富山市長岡9897番地
債務者　谷吉　謙一
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０１号
佐賀県佐賀市松原４丁目５番28号
債務者　井上　明子（旧姓石橋）
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３５号
佐賀県鳥栖市西田町233番地２
債務者　バードニコラスジョージゴッドフリー
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３６号
佐賀県鳥栖市西田町233番地２
債務者　バード津奈子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６３号
佐賀県佐賀市鍋島２丁目３番46号
債務者　山口　浩子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７０号
佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛2551番地１
債務者　七田　将司
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２号
長崎県長崎市清水町18番５―103号、旧住所長崎県長崎市緑が丘町１番25号
債務者　白浜美枝加
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６６号
宮城県大崎市古川大宮８丁目３番26号　ハピネス大宮Ｄ棟
債務者　福島ゆかり
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第３０３号
宮城県栗原市一迫真坂字南町21番地１、従前の住所宮城県大崎市古川江合寿町１丁目４番１号　プラザエリーゼＢ棟201号
債務者　吉崎　美和（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係